

令和元年 第7回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和元年7月22日(月)午後1時30分～午後2時55分
- 2 開催場所 豊見城市役所 5階 多目的室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員3名

[事務局]
教育部長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
文化課長 学校教育課参事 福祉健康部長 保育こども園課長
学校教育課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 6 議題及び議事の概要 次のとおり
- 7 議決事項
 - ・豊見城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
 - ・令和2年度使用小学校教科用図書採択について
 - ・令和2年度使用中学校教科用図書採択について
 - ・令和2年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択について
 - ・豊見城市社会教育委員の委嘱について
 - ・豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について
- 8 教育長又は会議において必要と認める事項
 - ・次年度からの定期総会研修会日程案のアンケートについて
 - ・中央図書館における指定管理者制度の導入について

第7回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>これより第7回定例教育委員会を開催します。 それでは日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に2番委員を指名します。よろしくお願ひします。 続いて、日程第2 会期の決定ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>ありがとうございます。それでは1日といたします。 本日の議題ですが、お手元に配付しております議事に沿って進めてまいります。 続いて、日程第3 教育長の業務報告であります。添付書類をめぐっていただきたいと思ひます。主なものを読み上げて説明したいと思ひます。 7月1日、長嶺クラブ・豊見城団地クラブ、優勝・準優勝報告がありました。県大会において長嶺クラブが優勝、豊見城団地クラブが準優勝ということで、上位2チームが市内の子どもたちであるということとあわせて、派遣があるということをお聞ひしております。 7月2日、土佐清水市長、議長、教育長、ほか2名の方が表敬訪問がありました。その後、土佐清水市長と5名のメンバーの皆さんと意見交換会をしております。 7月4日、四者懇話会を行いました。四者懇話会というのは、豊見城市、そして商工会、観光協会、農協の4者となっております。 7月5日、第36回豊見城市少年の主張大会が中央公民館のほうで行われました。 7月10日、豊見城市小中合同研修会が中央公民館で行われております。城間園子先生が発達障害を含めた研修会が行われております。同じく7月10日ですが、豊見城JRC、陸上競技大会の優勝報告が行われております。 7月12日金曜日、平成30年度豊見城市建設業協会通常総会・懇親会に参加をしております。 7月16日、教科用図書島尻採択地区協議会が開催されております。南城市で行われました。同じ7月16日ですが、南部地区医師会豊見城班との行政懇談会が行われております。私のほうも参加をしまして、日常的な学校医等の協力に対しまして、お礼を述べてきました。 続いて裏面をお願いします。7月18日、市体育協会協賛金贈呈式が教育長室で行われました。体育協会に対しまして、市内のランクCの土木</p>

	<p>業者が協賛金として商品に充ててほしいということで寄附金がありました。</p> <p>7月19日、豊見城市三防止大会、深夜徘徊、水難事故、交通事故防止の大会が行われております。各小学校、中学校、高校を含めて、すばらしい意見発表会がありました。また、委員の皆さん、ご参加大変ありがとうございます。以上が私、教育長の業務報告になります。</p> <p>続いて、日程第4 議案第22号 豊見城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正についてであります。事務局より説明をお願いします。はい、課長どうぞ。</p>
<p>保育子ども園課長</p>	<p>保育子ども園課よりご説明します。資料の2ページをご覧ください。ご存じのとおり5月10日の幼児教育・保育無償化の法律が変わりまして、早速今年10月から改正となります。この改正に至る経緯の部分を読んだらアウトラインはわかると思いますので、読みます。</p> <p>豊見城市私立幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱に基づく国庫補助を財源としており、市内に住所を有する児童が利用する私立幼稚園の保育料を補助する事業である。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が今年5月10日、国会にて可決・成立し、幼児教育・保育無償化が10月から開始されることに伴い、国要綱の前期分（4月から9月分）の算定方法について一部見直しが行われたことから、国の改正に合わせ市の要綱の改正を行う内容となっております。</p> <p>新旧対照表で簡単に説明させてください。8ページとなります。別表の2条関係の備考の部分です。備考の1、こちらはこれまで右側、世帯構成員2人以上に所得割がある場合は、所得割課税額を合算するというものをわかりやすく説明しております。例えば下線部分、「父母とそれ以外の家計の主事者である扶養義務者の」、丁寧に家庭に住んでいる家計の主事者は全員ですよという部分を明示したこととなっております。</p> <p>2番も、これまでは途中入園だけだったのですが、今回は途中入退園、休園も付加しているところがございます。一番肝なのは、この下の上記の単価の部分です。上記の単価は4月から9月までは前年どおりで、それ以降は無償化に伴いますので、この辺が算定方法が変わりますという内容となっております。それ以下は、全てそれに伴う補完の補足算定の上限額等を示した部分であり、この部分の細かいところについては、説明は割愛させていただきたいと思っております。委員長、以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>課長、すみません。ちょっと説明したほうがいいのかもしいかな。そのほうが早く終わる。すみませんけど、説明をお願いします。</p>
<p>保育子ども園課長</p>	<p>3番をご覧ください。こちらは、改正前は「実際の支払い額が」の部</p>

	<p>分です。実際の支払い額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とするということです。こちらは保護者が実際に支払った入園料及び保育料の合計額が補助の部分を追加して、補完しております。さらに下の部分、入園料と保育料については次の算式により実額を算出して、補助限度額と比較の上、補助額を決定する。その中で（１）入園料と（２）保育料についての部分をどのように考えるか。無償化に伴って、そちらをどう考えるかという部分の積算の方法について、算定方法について明記したところとなっております。</p> <p>続いて４番です。こちらは先ほど説明した３番と取り扱い上の算定する方法を、さらにこういった場合はこういった点に留意しなさいという内容となっております。例えば５番です。外国から帰国した場合等で市町村民税が課税されていない場合は、その所得を把握し、課税額を仮算定し、所得階層区分を決定するとか、そういったテクニカル的といえますか、３番の支払限度額の算定方法の留意点を説明した内容となっております。そして７番については、多子計算の考え方なんですが、これまでは右側をご覧ください。区分１及び２のいずれにも該当する園児については、いずれか保護者の負担が軽減される区分を適用するというのを明記して、（１）区分１ 兄・姉が幼稚園児の場合。（２）区分２ 兄・姉が小学校１年から３年の場合というふうに明示された格好となっておりますが、ここはこれまでの内容、取り扱いと同じ内容となっております。申し上げたとおり補完、補足の説明の度合いといえますか、わかりやすさを表現した改正内容となっております。</p> <p>ちなみに、豊見城市はご存じのとおり幼稚園は１園のみ。私立の聖マタイ幼稚園のみなのですが、こちらが適用される園児は市外に通っている園児も該当しますので、こちらは追加してご説明いたします。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明ありがとうございました。それでは質疑をお願いしたいと思いません。委員の皆さん、挙手のほうで質問をお願いしたいと思います。確認等も含めて構いませんので、どうぞ意見を述べていただきたいと思います。</p> <p>課長、ちょっと申しわけないけれども、別紙の５ページ、ここの中で生活保護を含めて、非課税世帯の区分がされていてやっているんだけど、例えば具体的に見ると生活保護の場合は21万6,000円、これが全部見られますという解釈でいいのかなと。そして次の、各所得区分が書かれているけれども、それぞれの区分に応じて、この金額が限度額として見られますという解釈でいいのかを教えてください。はい、どうぞ。はい、</p>

	課長。
保育こども園課長	お答えします。5ページに書かれている限度額は、補助の限度額になります。したがって、限度額になるということになりますが、基本的には幼児教育・保育の、この新制度の無償化の対象となるのは、上限額を月額2万5,700円としております。したがって、最終的には年間の額を算出して、いずれか低いほうということになるものです。以上でございます。
教育長	ありがとうございます。ほかにどなたかいらっしゃいますか。はい、どうぞ。
保育こども園課長	すみません、追加といたしますか、参考程度になんですが、豊見城市内に在住する園児といたしますか、子どもたちのうち、市内に通っている幼稚園児は全部で92名います。市内の私立、遠くはうるま市からですね。中には里帰りで県外にその期間だけ通って、その幼稚園に通うという園児は1人いますが、残りの91名は私立の幼稚園のほうに…失礼しました。そのうち50人が聖マタイにいます。 もう一度お伝えします。豊見城市の市民の子どもたちのうち、私立の幼稚園に通っている子どもたちは92名います。そのうち、市内にある聖マタイ幼稚園には50名います。残りは市外の幼稚園に通っているという格好になります。以上です。
教育長	課長、ちょっといいですか。先ほど月額2万5,700円補助があるという説明をしていましたよね。12月になると30万円ぐらいになるんですけども、限度額21万6,000円という数字とちょっと差があるように思えるんですが、これはどういうふうな形で処理をされるんでしょうか。 持ち出しということか。
保育こども園課長	すみません。休憩をお願いします。
教育長	休憩します。
	休 憩 (13時49分) 再 開 (13時50分)
教育長	再開します。
保育こども園課長	2019年10月からは、この就園奨励補助制度は廃止されます。したがって、先ほど申しあげました月額2万5,700円までは無償となります。
教育長	わかりました。ありがとうございます。 ほかに質問ありますか。
保育こども園課長	大切な部分で説明が抜けておりました。7ページをご覧ください。 一番最後の附則の2、「この訓令は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前の豊見城市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要

	網の規定に基づく手続きその他の事務については、なお従前の例による。」令和2年3月31日で、もうこの就園奨励補助金交付要綱は廃止となりますという説明になっている部分が抜けておりました。失礼しました。
教育長	ということは、この元年の1年だけしか使わないということかな？
保育こども園課長	改正前までしか使わないということでございます。
教育長	わかりました。進めてよろしいですか。進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第22号 豊見城市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部改正についての説明がありましたが、この内容について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。それでは提案どおりということで進めていきます。 日程第5 議案第23号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課長	では学校教育課長のほうから説明させていただきます。教科書につきましては、 ■■■■ 委員、 ■■■■ 委員はご存じのこととは思いますが、平成29年度に学習指導要領が改訂になりまして、もう一つはおおむね4年ごとに教科書が見直しになっています。この周期に当たっているということで、今回採択という形になっております。教科書採択に当たっては自治体ごとに選んでいくという方法もありますけれども、実際は採択に当たっては島尻の皆さんが集まって、その協議会のほうに地区ごとに採択をしていくという形をとっておりまして、先にお願いをし、この答申結果が来ておりますので、今日の議案という形になっています。今議案第23号なんですけれども、これは小学校ですね。あと議題第24号が中学校のものです。あと議題第25号が特別支援に係る教科書ということで3本で一つ、教科書採択に関する議案という形になっております。では、まず議案第23号の小学校の教科用図書、教科書についての説明をしたいと思います。 この小学校の教科用図書の採択につきましては、地区協議会のほうで審査をしていただいているところでありますが、結果が3ページにありますように上がってきております。これは令和2年度から、来年度から全面改訂になりますので、これを全教科について採択に向けた審査をしていただいて、3ページのとおり各教科ごとに、このような協議結果になりましたということであるところでございます。

	<p>10ページ、4ページ、5ページ、6ページがその基準に関する採択に当たっての基準ということになっておりまして、7ページのほうをお開けください。審査した結果、このような形で結果としては3ページの結果の結果になっておりますが、7ページを見ていただくと、ほかに候補になった教科書と、その点数について書かれております。その次のページ以降は、各教科ごとの研究の結果という形になっております。</p> <p>結論等を申し上げますと、島尻地区の協議会の採択結果をもって、市の採択の教科書にしていきたいということでございます。簡単ではありますが、説明は以上であります。</p>
教育長	<p>ちょっと休憩しましょうね。 休憩いたします。</p>
	<p>休 憩 (13時56分) 再 開 (14時17分)</p>
教育長	<p>それでは再開します。</p>
	<p>議案第23号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択について、提案どおり採択したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、提案どおり採択ということで進めて行きます。 日程第6 議案第24号令和2年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>引き続き学校教育課長から説明をさせていただきます。 この議案につきましては、先ほどは教科用図書、島尻採択地区の協議会のほうから答申を受けてということで話をしたところになります。これは中学校に係るものです。中学校に関しては、従前の教科書を使いまして、令和3年から新学習指導要領に伴った改訂を行っていくと、新しい教科書になりますので、これまでどおりの教科書を使用していくということになっております。</p> <p>3ページに答申の内容が書かれてございます。</p> <p>4ページのほう、これは道徳を除く教科について今回審議になっておりまして、道徳に関しては4ページを開けていただくと、平成30年度に特別な教科等ということで、日本文教出版株式会社が採択されております。来年度まで引き続きこの教科書を使っていくということで、これはもう参考として別紙3がついているというふうにお考えいただけたらと思います。内容としては別紙2、道徳以外の教科についての採択ということになっております。</p> <p>8ページをお開けいただくと、先ほどと同じように研究委員と学校</p>

	<p>展示集計の評価です。どのようになっていたかということについて、8ページのほうにございます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
教育長	<p>ただいま議案第24号 令和2年度使用小学校教科用図書の採択についての説明がありました。この内容について説明がありましたら、委員の皆さん、挙手でお願ひしたいと思ひます。</p> <p>進めてよろしいでしょうか。これまでのものは引き続き使うと。2年間になるのかな？</p>
学校教育課長	<p>そうですね。</p>
教育長	<p>2年間使用ということになります。</p>
学校教育課長	<p>令和元年、2年度までですね。3年から新しいものになるということです。</p>
教育長	<p>それでは議案第24号令和2年度使用中学校教科用図書の採択について、提案どおり採択したいと思ひますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは提案どおり採択いたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第25号 令和2年度使用小・中学校特別支援学級用図書の採択についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>では説明をいたします。引き続き学校教育課長のほうから。</p> <p>先ほど小学校と中学校ということをございました。今回、議案第25号につきましては、小・中学校の特別支援学級用の図書の採択についてということをございます。これは先ほど教育長からもありましたように、毎年採択をしていくということになっているところをございます。</p> <p>2ページのほうを開けていただきますでしょうか。すみません、3ページのほうです。特別支援に関しては、別紙1の小学校、先ほど議案第23号で審議していただいた教科書の答申と、あと次のページを開けていただきますと中学校、これは先ほどの議案第24号で出てきた一覧表になっております。</p> <p>5ページは参考ということ。中学校の道徳の教科書です。これは平成30年度に採択はされているものということになっております。</p> <p>次のページをお開けください。これが文科省の検定済み教科書というところ。これが通常の教科書ですね。採択されている。それ以外、特別支援は6ページの表があるのをご覧いただけると思ひます。上のほうが教科書になっています。先ほど見ていただいた、別紙1、別紙2、別紙3です。</p> <p>次に、文科省の著作教科書というところがあります。これは次の7ペ</p>

	<p>一ページから12ページまで掲げられているものが著作教科書、これは特別支援用に小・中学校分教科書目録に掲載されている教科書というところと、あと13ページから後ろ、一般図書。絵本とか、そういったものが教科ごとに、教科書として使えるということで列記されております。特別支援に関しては、その教科書と文科省の著作教科書と一般図書、これはいずれも発達の程度に応じて利用していくということで、毎年採択していくという仕組みになっております。それらが別に分かれているということ、その3つを今回採択していくということでもあります。以上であります。</p>
教育長	<p>ただいま議案第25号 令和2年度使用小・中学校特別支援学級用図書の採択について説明がありました。この内容についてご質問がありましたら、委員の皆様、挙手でお願いしたいと思います。</p>
1番委員	<p>ちょっと確認いいですか。</p>
教育長	<p>どうぞ、はい。</p>
1番委員	<p>ちょっと確認、3ページのこの教科書は、議案第23号の小学校のものと同一小学校ということですか。</p>
学校教育課長	<p>はい。</p>
1番委員	<p>それとあと、特別支援学校用の教科書、これは文科省の7ページからのものですか。</p>
学校教育課長	<p>はい。著作教科書とされています。</p>
学校教育課長	<p>文科省の著作教科書ということでいいのかな。</p>
学校教育課長	<p>その13ページからのものが図書と。この3つを使ってということなので。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。進めてよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは議案第25号 令和2年度使用小・中学校特別支援学級用図書の採択について、提案どおり採択したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。それでは提案どおり採択いたします。次に、日程第8 同意案第23号 豊見城市社会教育委員の委嘱についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課の[]です。同意案第23号 豊見城市社会教育委員の委嘱についてでございます。豊見城市社会教育委員に次のものを任命したいので、豊見城市社会教育委員に関する条例第3条により、教育委員会の同意を求めるという内容でございます。</p>

	<p>第3条については委嘱の基準がございまして、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者ということで、今回提案してございます、住所 [REDACTED] [REDACTED]、氏名 [REDACTED]、生年月日 [REDACTED] [REDACTED]。 [REDACTED] さんについては、先ほど説明した家庭教育の向上に資する活動を行う者ということで提案してございます。</p> <p>提案理由については、5月の定例教育委員会で9名の方に委嘱しておりますが、10名以内の定数がございまして、あと1名委員として委嘱ができますので、それで1名追加した内容でございます。</p> <p>2ページ、 [REDACTED] さんの履歴です。現在、沖縄県教育庁、島尻教育事務所指導班、家庭教育支援リーダーということで、今年の4月から採用がされております。</p> <p>4ページをお開けください。4ページにつきましては、1から9までは前回委嘱した方です。10番目に [REDACTED] さんを入れると、推薦したいということです。 [REDACTED] さんについては新規の部分になります。以上で説明を終わります。</p>
教育長	<p>ただいま同意案第23号 豊見城市社会教育委員の委嘱についての説明がありました。この内容について質問がありましたら、委員の皆様、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>質問はありませんか。進めていいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは同意案第23号 豊見城市社会教育委員の委嘱について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございました。全員同意ということで進めます。</p>
2番委員	<p>そのほかに、今、社会教育委員に関することよろしいですか。</p>
教育長	<p>どうぞ、はい。</p>
2番委員	<p>前回9番目の方のものは、審議されたと思うのですが、その委嘱状交付式というのは、その後、何日以内というのがありますか。今審議されたオーケーが出た後に…。</p> <p>というのは、 [REDACTED] がまだ委嘱状をいただけていませんって。だけど案内状、参加するように、三防止大会のものでしたかね？ それがあったので、「え？ 私はまだ委嘱されていません」と言ってですね。</p>
生涯学習振興課長	<p>委員会の開催が2回とか、その辺でしかなかったと思うので、それで多分まだ委嘱されていないような形になっていますから、そこは再度、担当者のほうと確認して、早めになりたいと思います。</p>

2番委員	それで「会議のほうで、みんなオーケーでしたから大丈夫よ。受け取りなさい」と言って、嫌だと、受け取らないとやっていたので、それで「いやいや、大丈夫よ。お願いします」と言って、受け取ってとやったんです。その辺が。
生涯学習振興課長	それで前回来てたんですね。
2番委員	はい。
1番委員	これは任期は6月1日からですよ。ということになっていますよね。
生涯学習振興課長	そうですね。最初の。
1番委員	ここの頭を見るとね。
2番委員	そういうふうなものがありました。
生涯学習振興課長	一応この辺は、すみません、確認してやりたいと思います。
教育長	では進めたいと思います。 同じく日程第9 同意案第24号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱についてであります。事務局に説明をお願いします。
文化課長	文化課の■■■■です。よろしくお願いします。同意案第24号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、豊見城市立図書館設置条例第5条第2項の規定に基づき、次の者を豊見城市立中央図書館協議会の委員に委嘱したいので、教育委員会の同意を求めます。 住所 ■■■■、氏名 ■■■■さん、生年月日が■■■■となっております。提案理由としまして、平成31年3月31日をもって任期が満了した豊見城市立中央図書館協議会委員の後任者として委嘱したいということでございます。 次のページをお願いします。候補者の名簿となっておりますが、選出部分が学校教育の関係者ということで、■■■■さんは現在、■■■■中学校の校長先生であります。任期としましては、条例第5条第4号の規定によりまして、前任者の在任期間ということになりますので、令和元年8月10日から令和2年7月31日までとなります。 あと承諾書と履歴書、新旧対照表を添付してございます。よろしくお願いします。
教育長	ただいま同意案第24号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、説明がありました。この内容についてご質問がありましたら、委員の皆様、挙手をお願いしたいと思います。 質問はありませんか。進めてよろしいですか。それでは同意案第24号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、同意したいと思いますのですがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長	<p>ありがとうございます。全員同意ということで進めてまいります。続きまして、その他の事項になります。事務局より説明をお願いします。</p>
学校教育課総務班長	<p>では事務局、学校教育課総務班長からご説明します。</p> <p>先日、7月16日に沖縄県市町村教育委員会連合会のほうから依頼がありまして、次年度からの定期総会研修会の日程案のアンケートについてということで依頼がございました。今年5月に総会と研修会が行われたんですけど、その中で日程的な部分で総会と研修会を1日に集約できないかというご提案があったみたいで、それに伴ってアンケートを行いたいという旨の依頼がございました。</p> <p>それに伴って、2枚目にアンケート用紙がついております。その中で中段のほうです。総会・研修会日程（案1）という総会・研修会日程（案2）というものがあります。総会・研修会日程（案1）というのが1日にまとめた日程になっております。13時に総会を開催をして、15時まで総会を行って、15時15分から分科会というような流れで、19時30分に解散。（案2）のほうが通常どおりの、今までどおりの進め方ですね。日程の組み方になっております。どちらがいいかということで、ちょっとまとめてほしいということで、それぞれ各委員にアンケートを行ってくださいということでしたので、その下のほうに案1、案2の教育委員の人数を書いてくださいということでありました。</p> <p>また、それ以外にもご意見等がありましたら、ご記入をお願いしたいというふうなアンケート用紙が送られてきておりましたので、今回ご連絡を差し上げた次第でございます。</p>
教育長	<p>班長、これは1日を希望する人が何人、2日目が何人、その他の事項という形になりますか。</p>
学校教育課総務班長	<p>そうですね。その他、ほかに意見がございましたら、下のほうに。</p>
教育長	<p>一応これは委員に、これは時間的には、ちょっと気になったのは。</p>
学校教育課総務班長	<p>提出が8月5日月曜日までということで、余り時間がないんではあるんですけど、次、臨時教育委員会が予定されています。それまでに。</p>
教育長	<p>じゃあ今日確認事項は持ち帰って、希望を書いて提出という形でいいのかな？ いや、なぜそういう話をするかということ、検討もあつたり、あるいは1日でまとめるという案の中で、大変いいことではあるんだけど、現実的に今、分科会が非常にコンパクトにやっていて、分科会の意義はとても大きいんだけど、逆に言うと今の分科会も、今回もそうだったんだけど、各市町村の発表で全部終わってしまって、議論がないような状態になっていたり、それがあっていろいろ課題があるのかなと</p>

	<p>ということがあるので、委員の皆さんは持ち帰って、自分の意見も明確に書いていただいて、提出してもらうということで、今日はその確認ということで終わらせてください。それでいいよね？</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
学校教育課総務班長	<p>よろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会の日程について、事務局、お願いします。</p>
学校教育課総務班長	<p>では次回定例の教育委員会の開催についてということで、今、事務居案としましては、8月23日金曜日の13時30分からということでご提案をさせていただきたいと思います。</p> <p>場所のほうを今回、中央図書館のほうで行いたい。中央図書館の1階の会議室、集会室のほうで行いたいと思います。</p>
教育長	<p>何か理由があるの？</p>
学校教育課総務班長	<p>はい。8月の定例教育委員会のほうで、文化課から文化財の指定について、ちょっといろいろ提出したいという。</p>
文化課長	<p>議題があるということで。</p>
教育長	<p>細かい中身があるの？</p>
文化課長	<p>細かいのはないんですけど、何か文化財の指定の件があるということで。</p>
学校教育課総務班長	<p>指定の諮問等をお願いしたいということで、現物も見ていただきたいということもありますし、あとはまた図書館の施設も、なかなか定例教育委員会はこちらでは開催しないものなんですけど。</p>
学校教育課長	<p>どちらでもよろしいです。歴史民俗資料館も見れるし。</p>
教育長	<p>8月23日はどうですか、委員の皆さん。</p>
1番委員	<p>私はオーケーです。</p>
学校教育課参事	<p>時間は何時から何時までですか。</p>
学校教育課総務班長	<p>一応、13時30分からということで。</p>
学校教育課参事	<p>イングリッシュサマースクールの、できたら閉会式…。</p>
学校教育課総務班長	<p>遅くまではやらないので、長くても1時間半か2時間ぐらいかなと思われま。3時か3時半には終わるかなと思います。</p>
学校教育課長	<p>修了証交付があるので、もう時間になれば抜けますね。</p>
教育長	<p>これは僕の出番があるという意味か。修了証交付。</p>
学校教育課長	<p>修了証の交付は私の仕事になっています。なので、時間を見て抜けさせていただきます。</p>
教育長	<p>8月23日金曜日、13時30分、中央図書館ということでお願いします。</p>
教育長	<p>休憩します。</p>

	<p>休 憩 (14時40分)</p> <p>再 開 (14時55分)</p>
教育長	<p>再開します。</p> <p>これで今回の第7回定例教育委員会を閉めたいと思います。本日は、大変ご苦労さまでした。</p>

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

2番委員 荷川 取幸代